

「動物愛護に関する世論調査」の概要

平成22年10月
内閣府政府広報室

- 調査対象 全国20歳以上の者3,000人
有効回収数1,939人(回収率64.6%)
調査期間 平成22年9月2日～9月12日(調査員による個別面接聴取)
- 調査目的 動物愛護についての国民の意識を把握し、動物愛護に関する施策の参考とする。
- 調査項目 1 ペットの飼育状況について
2 ペットの飼育に関する意識について
3 動物愛護管理政策の推進について
- 調査実績 「動物愛護に関する世論調査」
平成15年7月(標本数 全国20歳以上3,000人 有効回収数2,202人)
平成12年6月(標本数 全国20歳以上3,000人 有効回収数2,190人)
「動物保護に関する世論調査」
平成2年5月(標本数 全国20歳以上10,000人 有効回収数7,629人)
昭和61年5月(標本数 全国20歳以上10,000人 有効回収数7,857人)
昭和58年5月(標本数 全国20歳以上10,000人 有効回収数8,106人)
昭和56年5月(標本数 全国20歳以上3,000人 有効回収数2,375人)
昭和54年6月(標本数 全国20歳以上3,000人 有効回収数2,533人)
「動物の保護に関する世論調査」
昭和49年11月(標本数 全国20歳以上2,000人 有効回収数1,626人)
- その他 本調査の概要は、内閣府ホームページに11月1日(月)より掲載する予定です。
<http://www8.cao.go.jp/survey/h22/h22-doubutu/index.html>

(本件の連絡先)

内閣府 大臣官房政府広報室

連絡担当者：布川

03-5253-2111(代表)(内線82781)

03-3581-0070(直通)

環境省 自然環境局総務課動物愛護管理室

連絡担当者：丸山

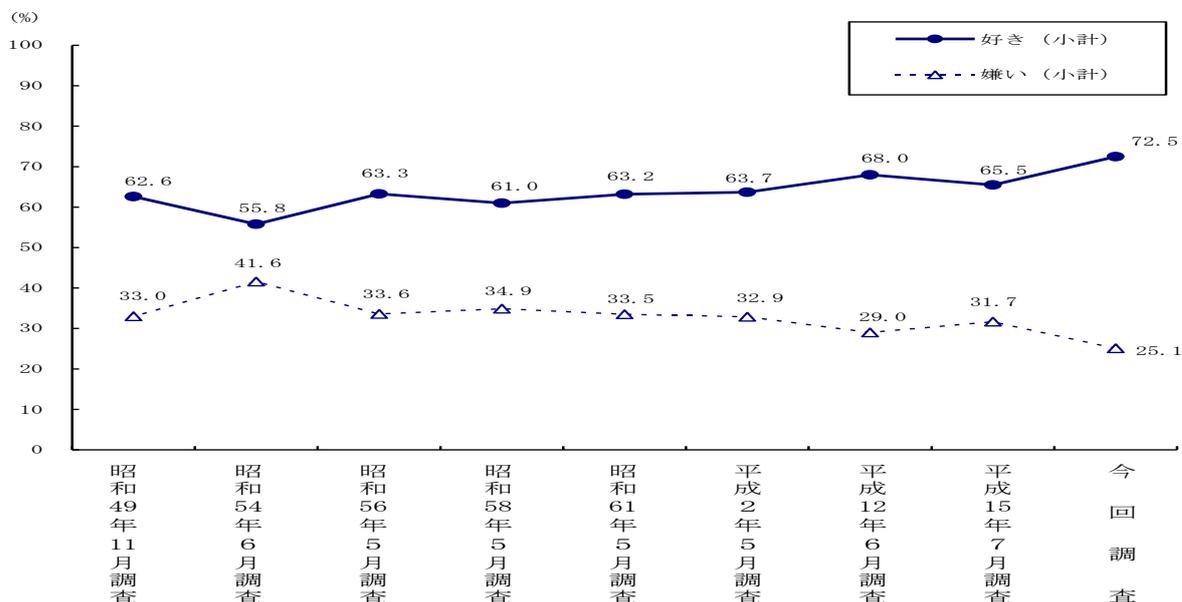
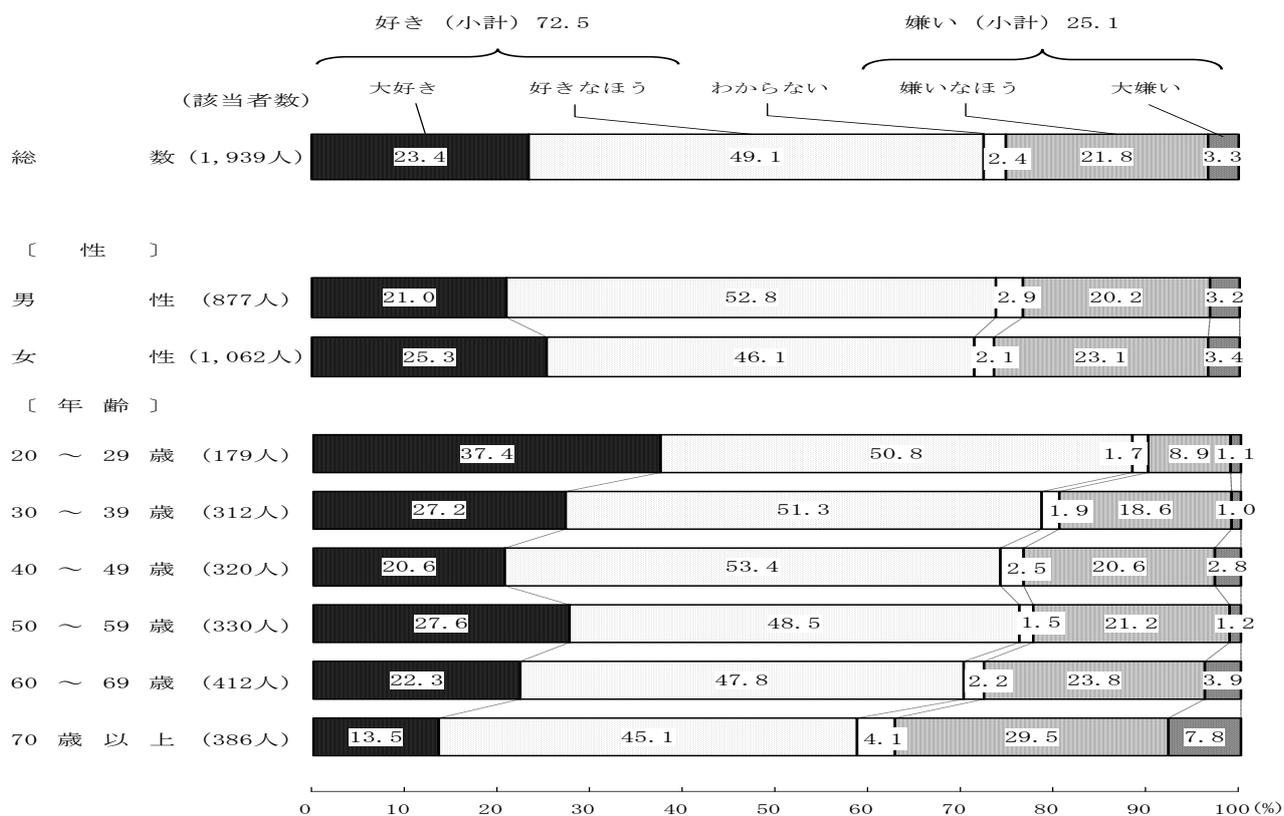
03-3581-3351(代表)(内線6429)

03-5521-8331(直通)

1 ペットの飼育状況について

(1) ペット飼育の好き嫌い

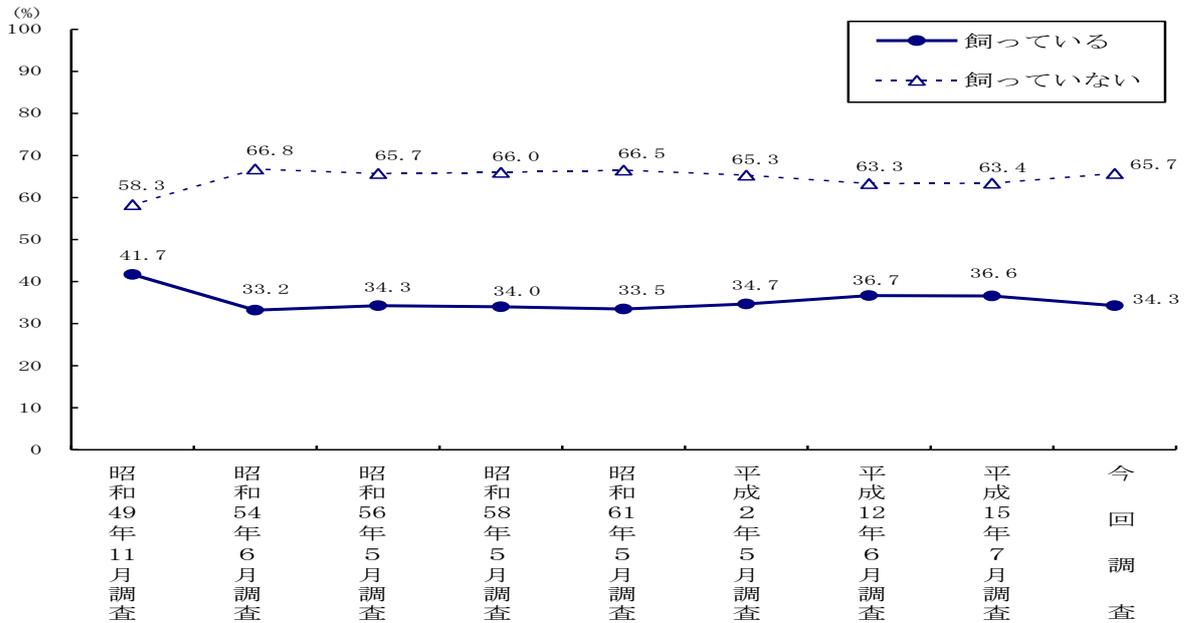
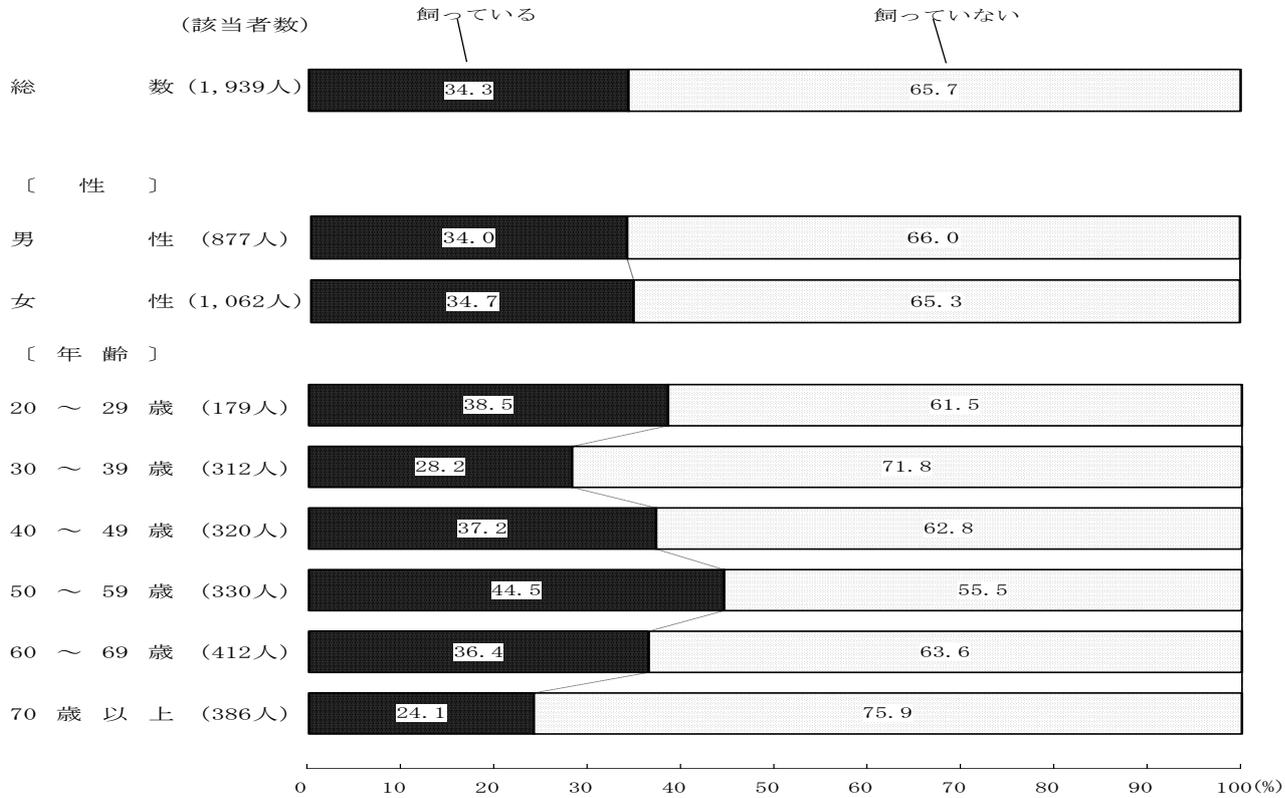
| | 平成 15 年 7 月 | 平成 22 年 9 月 |
|-----------|-------------|-------------|
| ・好 き (小計) | 65.5% | 72.5% (増) |
| ・大好き | 17.0% | 23.4% (増) |
| ・好きなほう | 48.5% | 49.1% |
| ・嫌 い (小計) | 31.7% | 25.1% (減) |
| ・嫌いなほう | 27.1% | 21.8% (減) |
| ・大嫌い | 4.5% | 3.3% (減) |



(2) ペット飼育の有無

- ・飼っている
- ・飼っていない

平成 15 年 7 月 平成 22 年 9 月
 36.6% → 34.3%
 63.4% → 65.7%



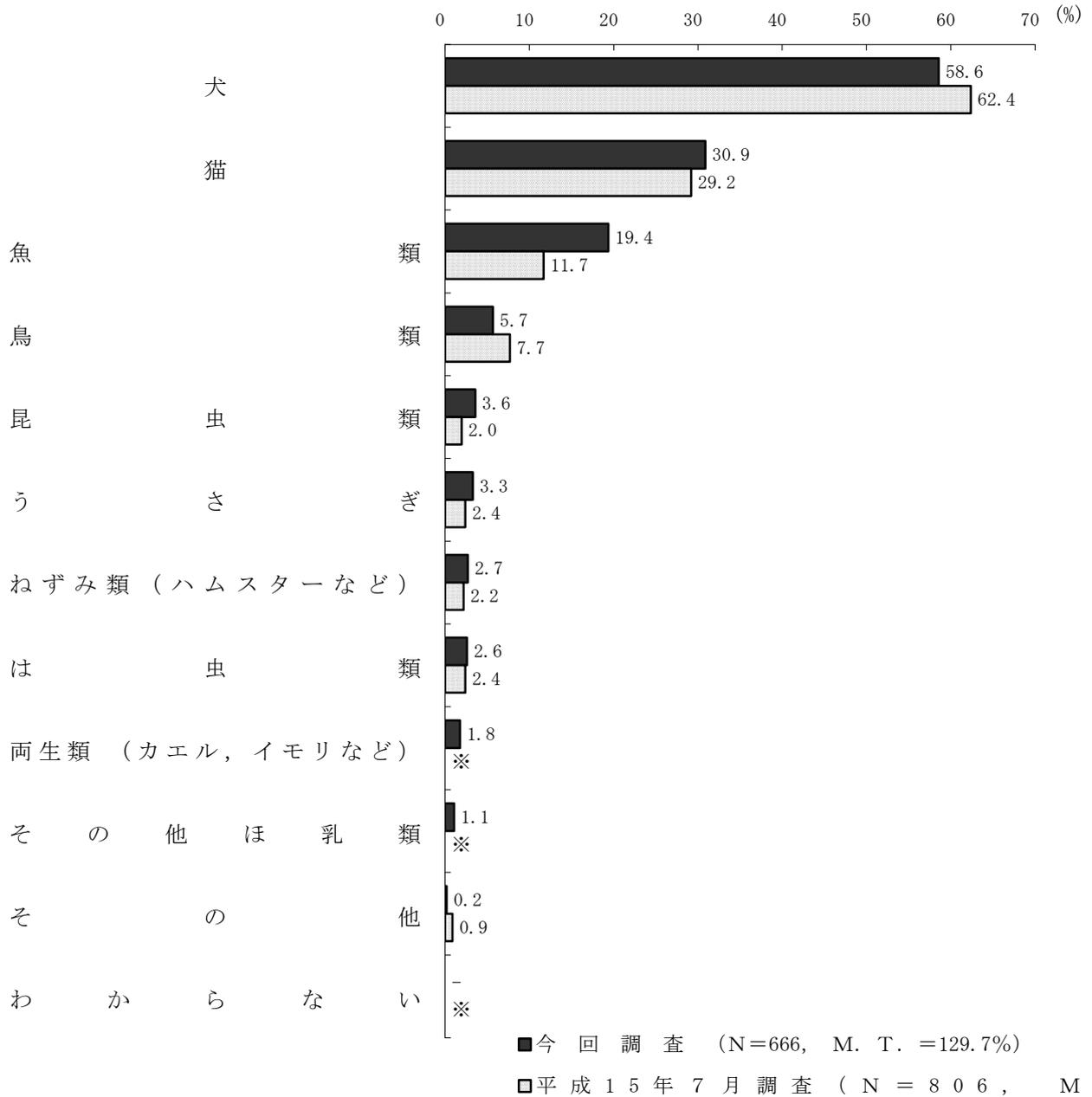
(ペット飼育の有無について「飼っている」と答えた者(666人)に)

ア 飼育しているペットの種類

(複数回答, 上位3項目)

| | 平成15年7月 | 平成22年9月 |
|-----|---------|-------------|
| ・犬 | 62.4% | → 58.6% |
| ・猫 | 29.2% | → 30.9% |
| ・魚類 | 11.7% | → 19.4% (増) |

(ペットを「飼っている」と答えた者に, 複数回答)

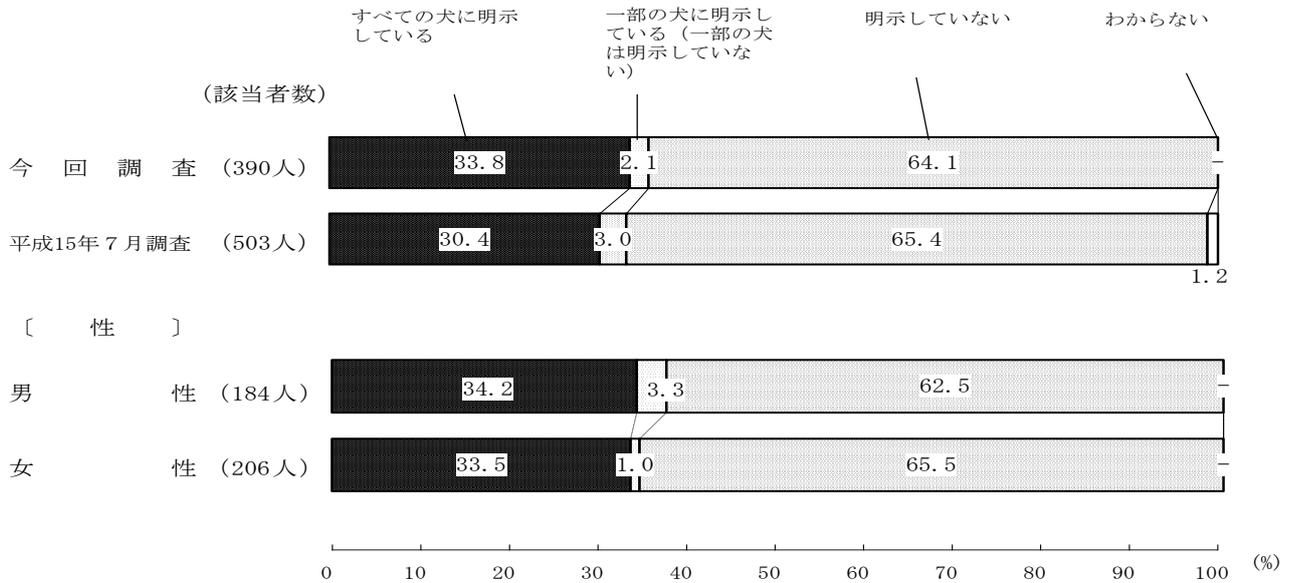


※ 調査をしていない項目

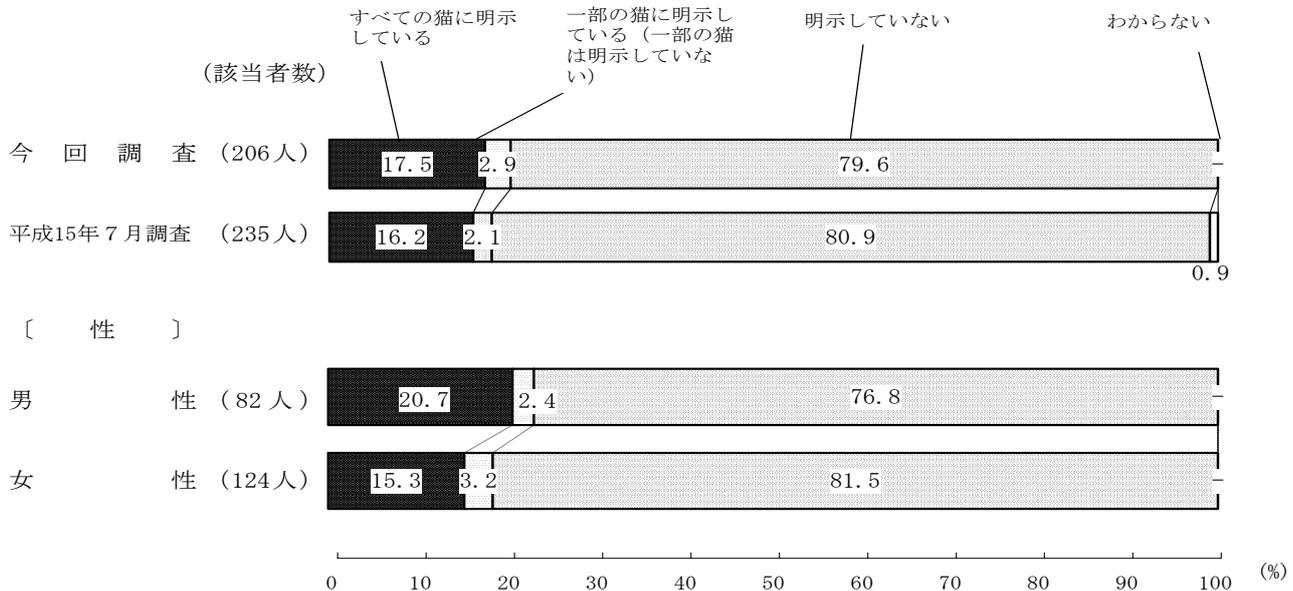
(犬または猫を「飼っている」と答えた者(犬:390人, 猫:206人)に)

イ 所有者明示の有無

| [犬] | 平成15年7月 | 平成22年9月 |
|----------------------------|---------|---------|
| ・すべての犬に明示している | 30.4% | → 33.8% |
| ・一部の犬に明示している(一部の犬は明示していない) | 3.0% | → 2.1% |
| ・明示していない | 65.4% | → 64.1% |



| [猫] | 平成15年7月 | 平成22年9月 |
|----------------------------|---------|---------|
| ・すべての猫に明示している | 16.2% | → 17.5% |
| ・一部の猫に明示している(一部の猫は明示していない) | 2.1% | → 2.9% |
| ・明示していない | 80.9% | → 79.6% |



(所有者明示を「すべての犬(猫)に明示している」、「一部の犬(猫)に明示している(一部の犬(猫)は明示していない)」と答えた者(犬:140人,猫:42人)に)

ウ 所有者明示の方法

[犬]

- ・首輪
- ・名札
- ・マイクロチップ

(複数回答, 上位3項目)

| | 平成15年7月 | 平成22年9月 |
|---------|---------|-----------|
| 首輪 | 86.9% | 73.6% (減) |
| 名札 | 28.6% | 25.7% |
| マイクロチップ | 2.4% | 12.1% (増) |

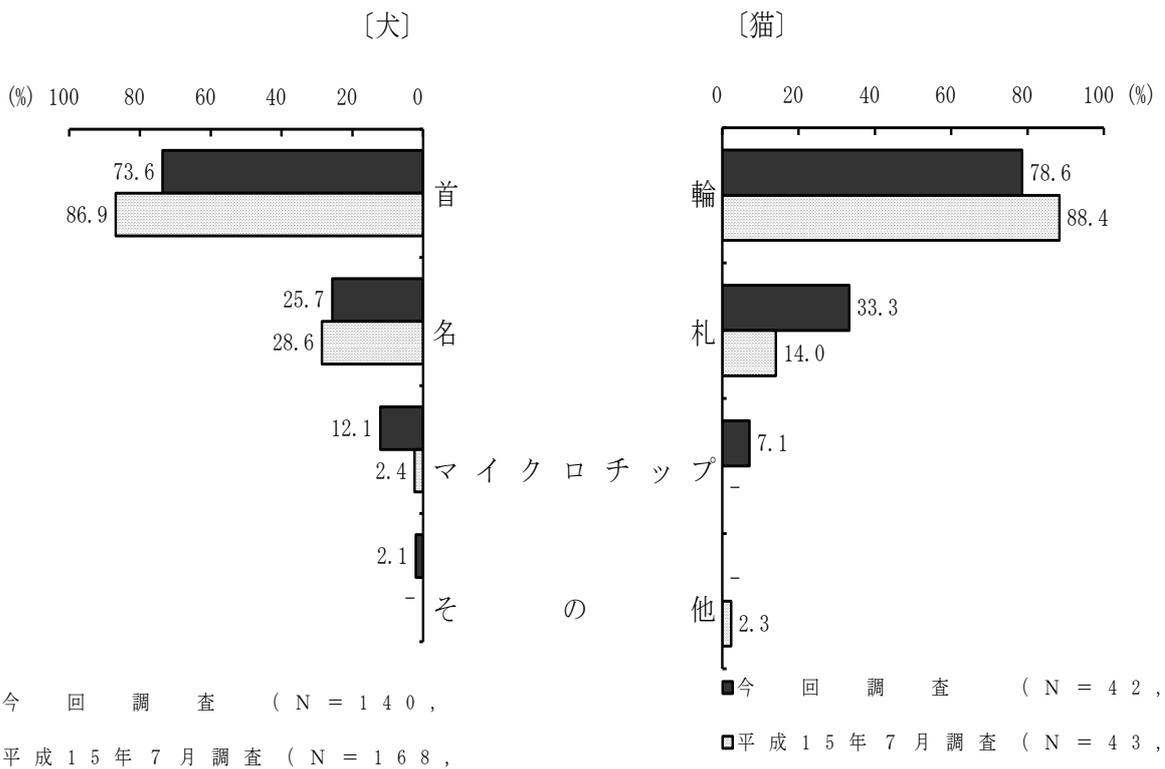
[猫]

- ・首輪
- ・名札

(複数回答, 上位2項目)

| | 平成15年7月 | 平成22年9月 |
|----|---------|-----------|
| 首輪 | 88.4% | 78.6% |
| 名札 | 14.0% | 33.3% (増) |

〔 犬または猫を「飼っている」と答えた者で,所有者明示を「すべてしている」または「一部している」と答えた者に,複数回答 〕



(所有者明示を「一部の犬(猫)に明示している(一部の犬(猫)は明示していない)」、「明示していない」と答えた者(犬:258人,猫:170人)に)

エ 所有者明示を行わない理由

[犬]

- ・明示する必要がないと考えるから
- ・面倒だから

(複数回答, 上位2項目)

| 平成15年7月 | 平成22年9月 |
|---------|---------|
| 70.1% | 71.7% |
| 12.5% | 12.0% |

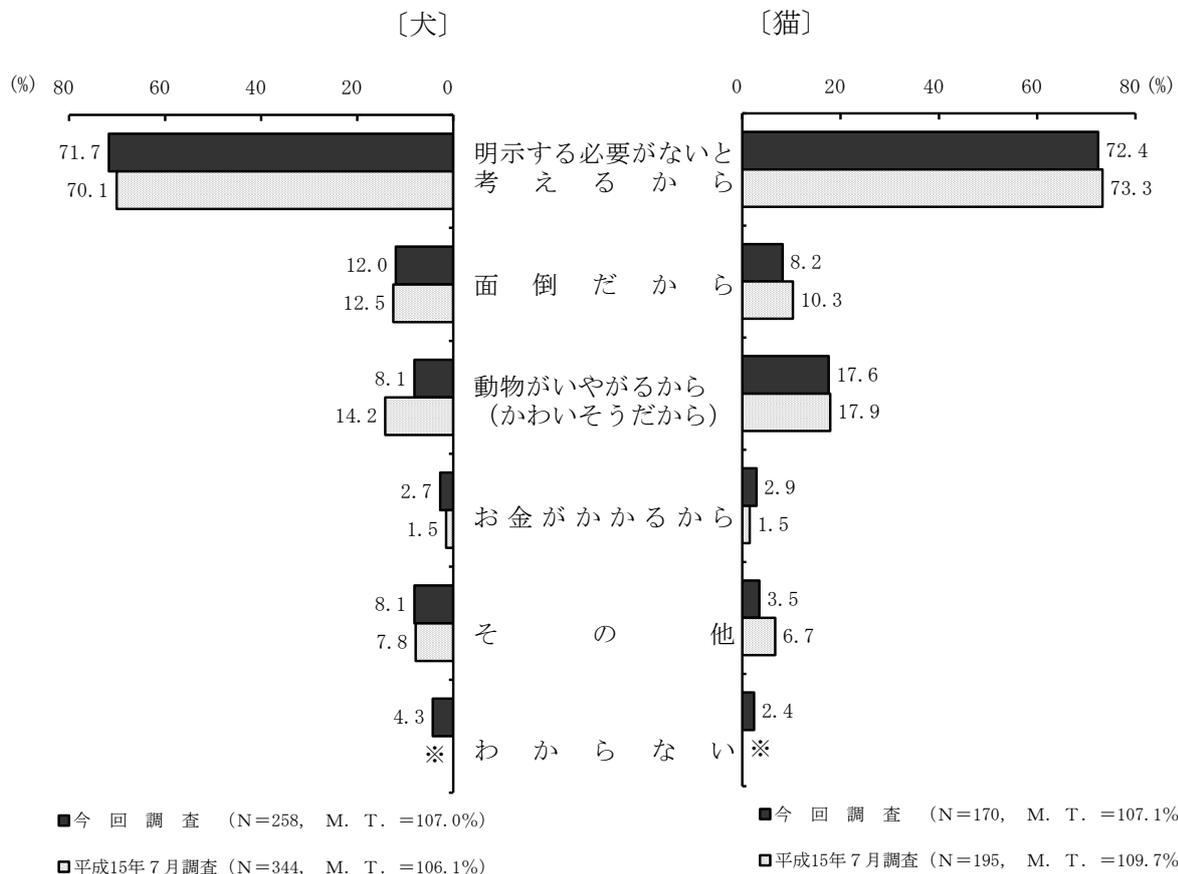
[猫]

- ・明示する必要がないと考えるから
- ・動物がいやがるから(かわいそうだから)

(複数回答, 上位2項目)

| 平成15年7月 | 平成22年9月 |
|---------|---------|
| 73.3% | 72.4% |
| 17.9% | 17.6% |

〔 犬または猫を「飼っている」と答えた者で、所有者明示を「一部している」または「していない」と答えた者に、複数回答 〕

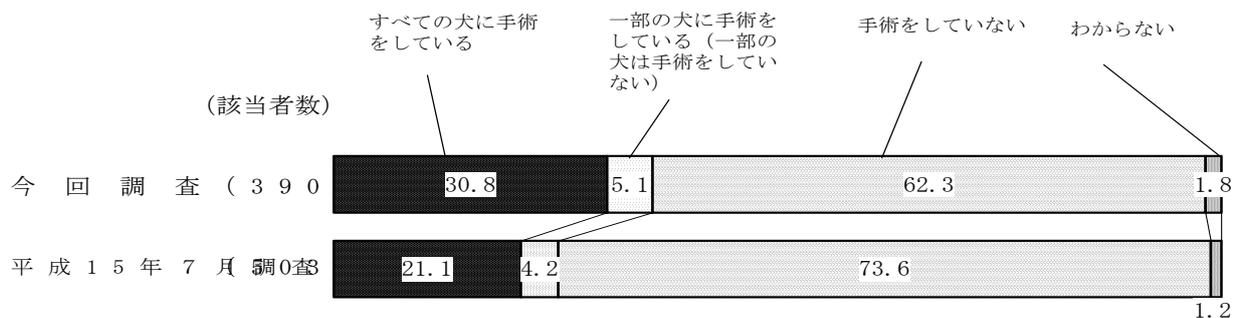


(犬または猫を「飼っている」と答えた者(犬:390人, 猫:206人)に)

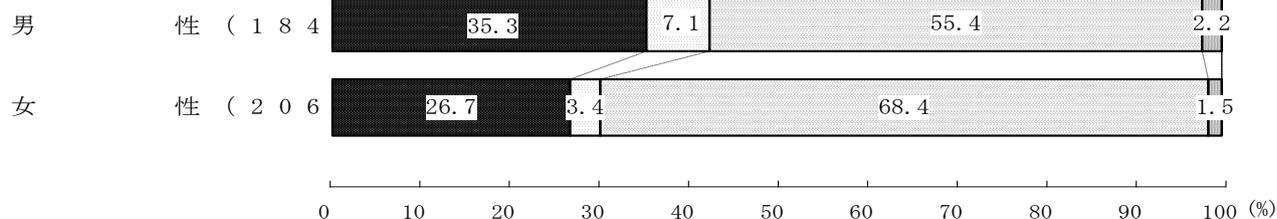
オ 去勢・不妊手術をしているか

[犬]

| | 平成15年7月 | 平成22年9月 |
|-----------------------------|---------|-------------|
| ・すべての犬に手術している | 21.1% | → 30.8% (増) |
| ・一部の犬に手術している (一部の犬は手術していない) | 4.2% | → 5.1% |
| ・手術していない | 73.6% | → 62.3% (減) |

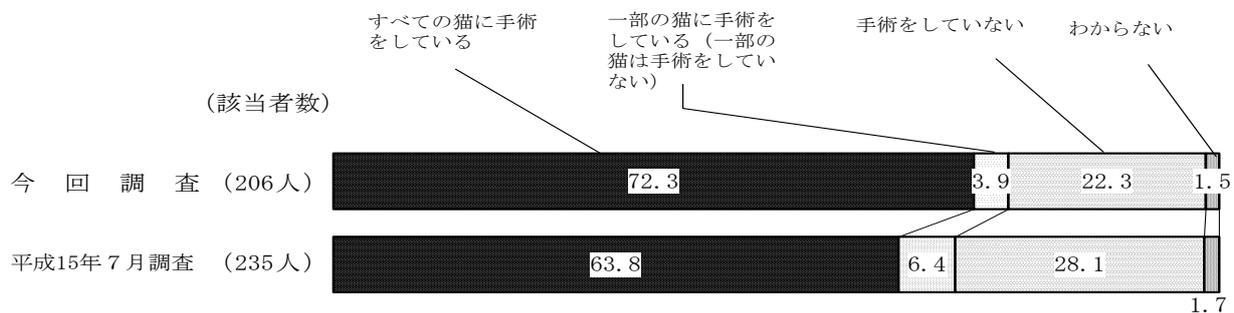


[性]

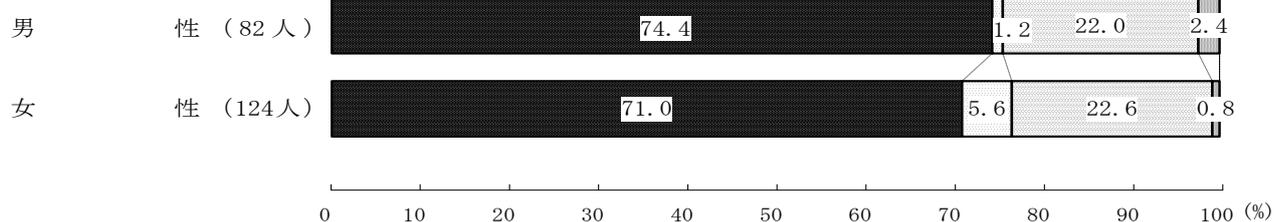


[猫]

| | 平成15年7月 | 平成22年9月 |
|-----------------------------|---------|---------|
| ・すべての猫に手術している | 63.8% | → 72.3% |
| ・一部の猫に手術している (一部の猫は手術していない) | 6.4% | → 3.9% |
| ・手術していない | 28.1% | → 22.3% |



[性]



(去勢・不妊の手術を「一部の犬(猫)に手術している(一部の犬(猫)は手術していない)」、「手術をしていない」と答えた者(犬:263人,猫:54人)に)

カ 去勢・不妊手術をしていない理由

[犬]

- ・自然のままがいいと思うから
- ・手術する必要がないと考えるから
- ・かわいそうだから
- ・まだ子犬だから
- ・子犬を産ませたいから

(複数回答, 上位5項目)

| | 平成15年7月 | 平成22年9月 |
|---|---------|-----------|
| ※ | | 39.9% |
| | 59.1% | 39.2% (減) |
| | 18.2% | 14.1% |
| | 10.7% | 11.0% |
| | 9.5% | 10.6% |

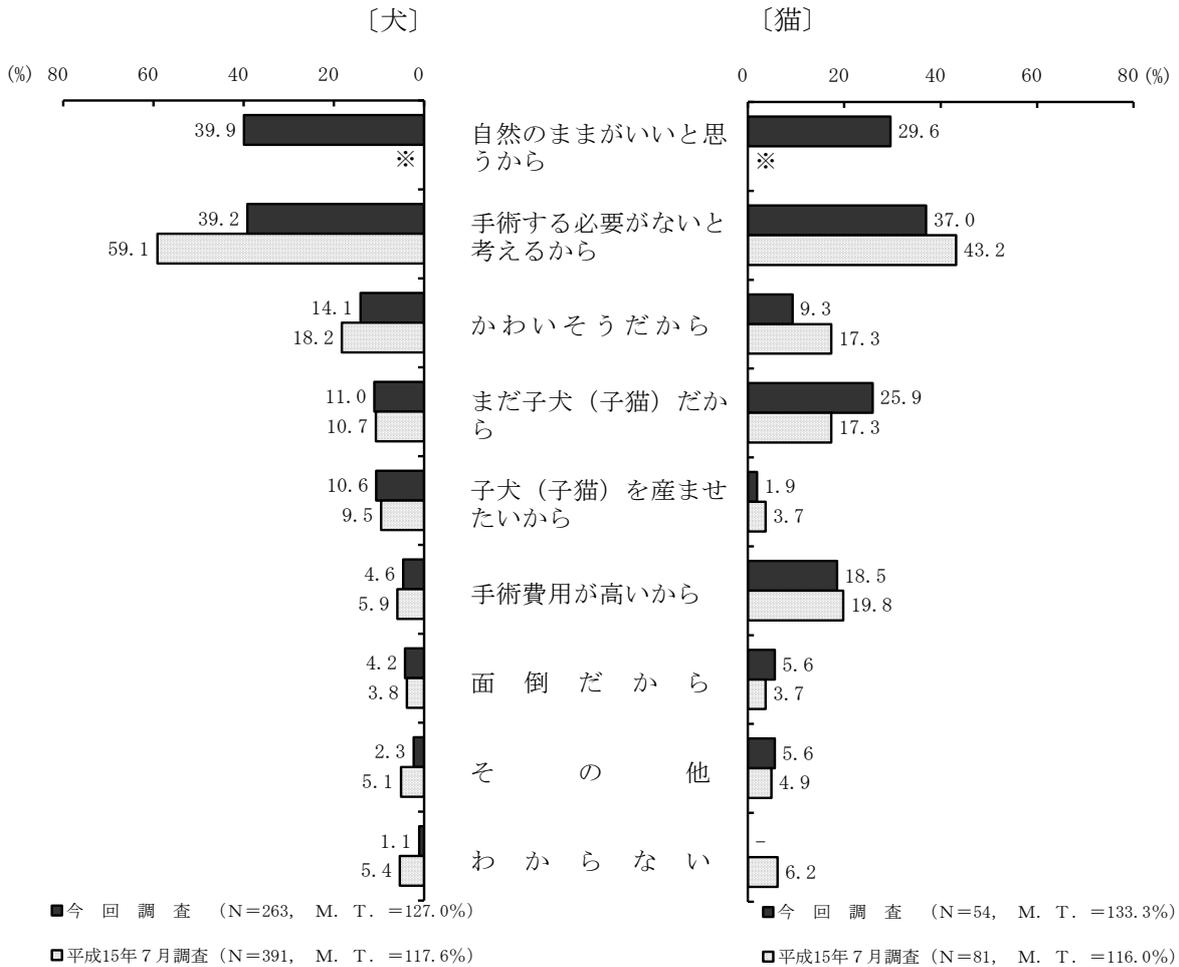
[猫]

- ・手術する必要がないと考えるから
- ・自然のままがいいと思うから
- ・まだ子猫だから
- ・手術費用が高いから

(複数回答, 上位4項目)

| | 平成15年7月 | 平成22年9月 |
|---|---------|---------|
| | 43.2% | 37.0% |
| ※ | | 29.6% |
| | 17.3% | 25.9% |
| | 19.8% | 18.5% |

犬または猫を「飼っている」と答えた者で、去勢・不妊手術を「していない」または「一部していない」と答えた者に、複数回答



※ 調査をしていない項目

(ペットを「飼っていない」と答えた者 (1,273 人) に)

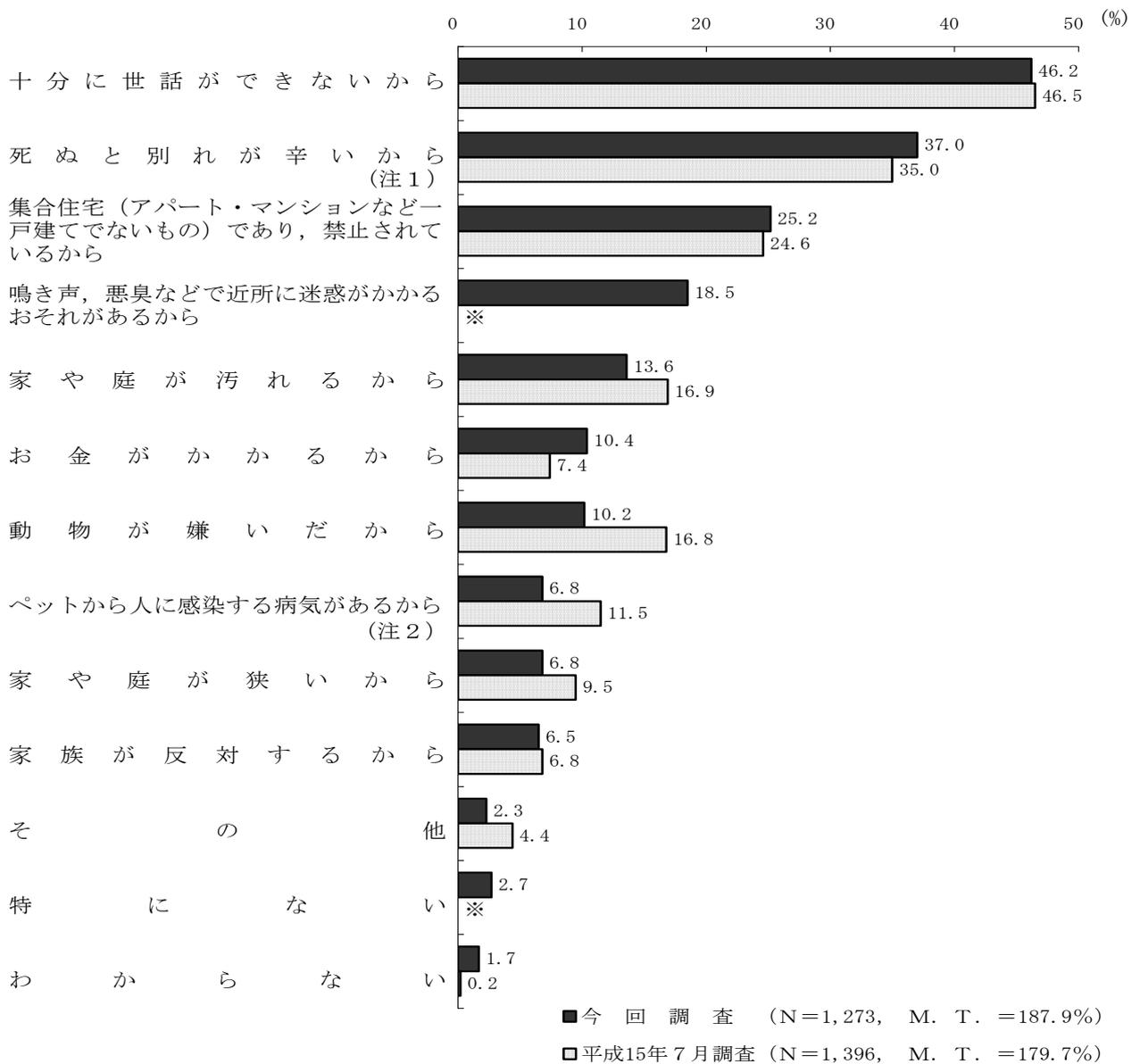
キ ペットを飼わない理由

- ・十分に世話ができないから
- ・死ぬと別れが辛いから
- ・集合住宅（アパート・マンションなど一戸建てでないもの）であり，禁止されているから
- ・鳴き声，悪臭などで近所に迷惑がかかるおそれがあるから

(複数回答，上位4項目)

| | 平成15年7月 | → | 平成22年9月 |
|--|---------|---|---------|
| 十分に世話ができないから | 46.5% | | 46.2% |
| 死ぬと別れが辛いから | 35.0% | | 37.0% |
| 集合住宅（アパート・マンションなど一戸建てでないもの）であり，禁止されているから | 24.6% | | 25.2% |
| 鳴き声，悪臭などで近所に迷惑がかかるおそれがあるから | ※ | | 18.5% |

(ペットを「飼っていない」と答えた者に，複数回答)



(注1) 平成15年7月調査では，「死ぬとかわいそうだから」となっている。
 (注2) 平成15年7月調査では，「ペットから移る病気があるから」となっている。

※ 調査をしていない項目

2 ペットの飼育に関する意識

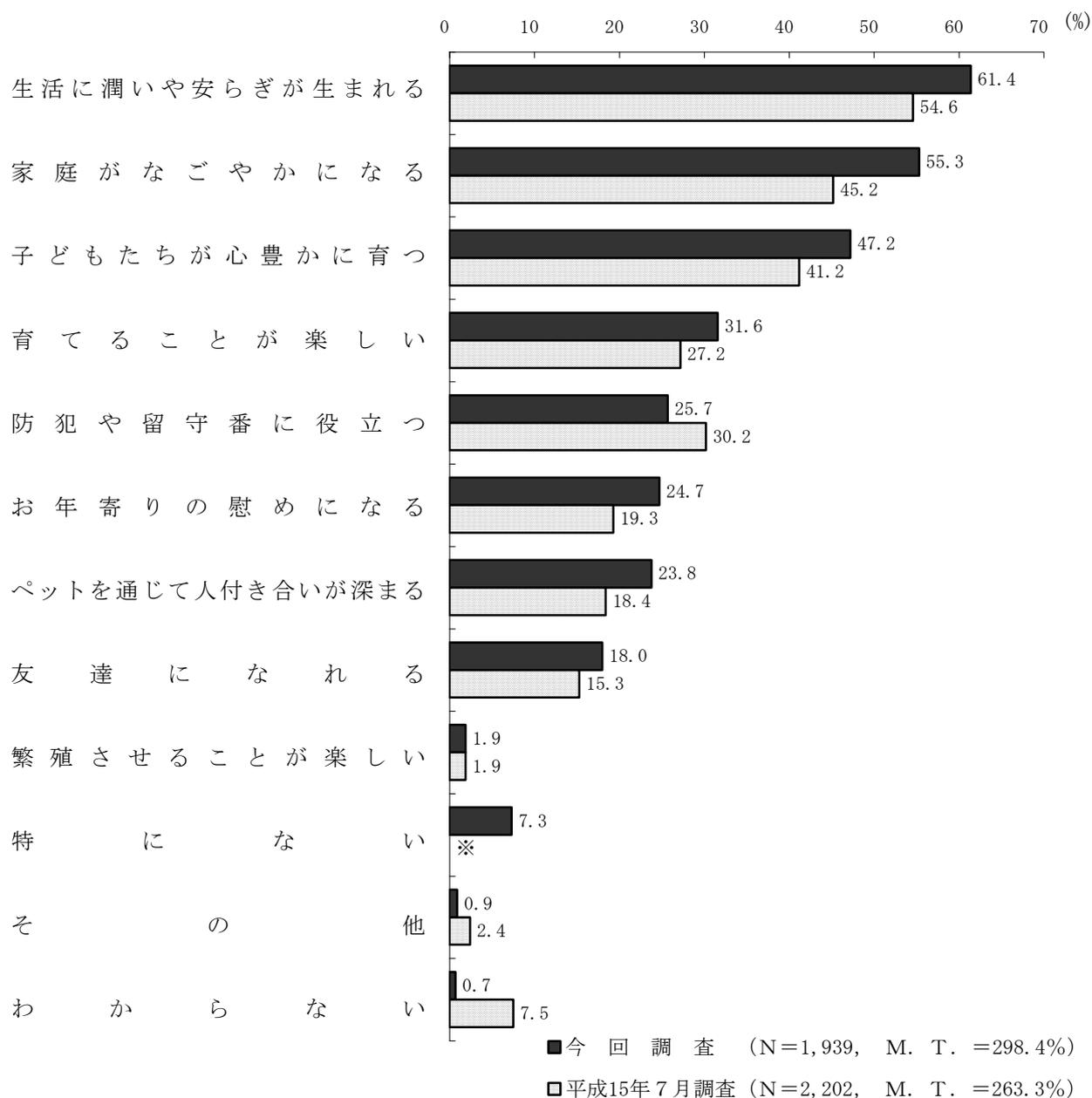
(1) ペット飼育がよい理由

- ・生活に潤いや安らぎが生まれる
- ・家庭がなごやかになる
- ・子どもたちが心豊かに育つ
- ・育てることが楽しい

(複数回答, 上位4項目)

| | 平成15年7月 | 平成22年9月 |
|----------------|---------|-----------|
| 生活に潤いや安らぎが生まれる | 54.6% | 61.4% (増) |
| 家庭がなごやかになる | 45.2% | 55.3% (増) |
| 子どもたちが心豊かに育つ | 41.2% | 47.2% (増) |
| 育てることが楽しい | 27.2% | 31.6% (増) |

(複数回答)



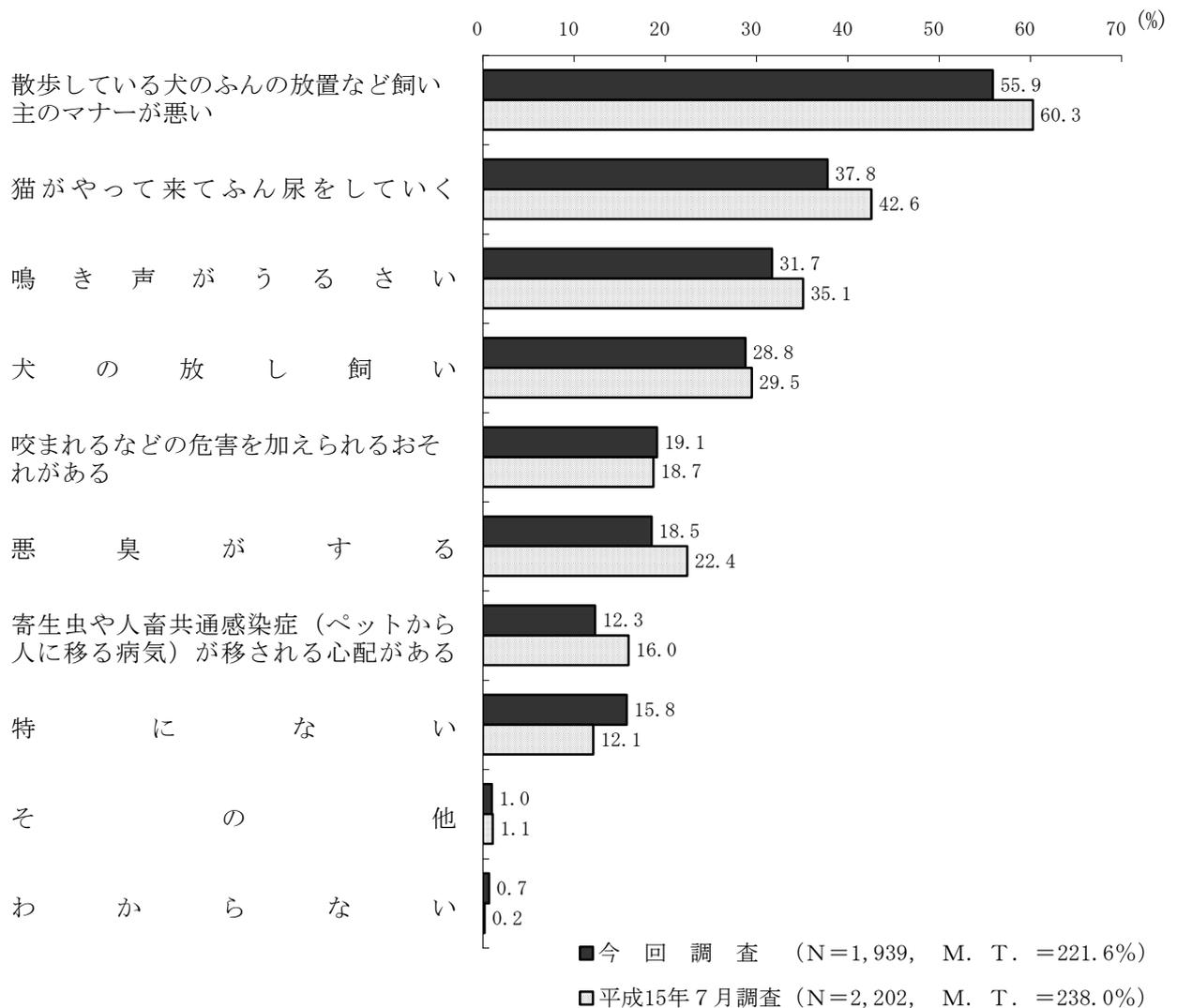
※ 調査をしていない項目

(2) ペット飼育による迷惑

(複数回答, 上位4項目)
平成15年7月 平成22年9月

| | | | |
|----------------------------|-------|---|-----------|
| ・散歩している犬のふんの放置など飼い主のマナーが悪い | 60.3% | → | 55.9% (減) |
| ・猫がやって来てふん尿をしていく | 42.6% | → | 37.8% (減) |
| ・鳴き声がうるさい | 35.1% | → | 31.7% (減) |
| ・犬の放し飼い | 29.5% | → | 28.8% |

(複数回答)



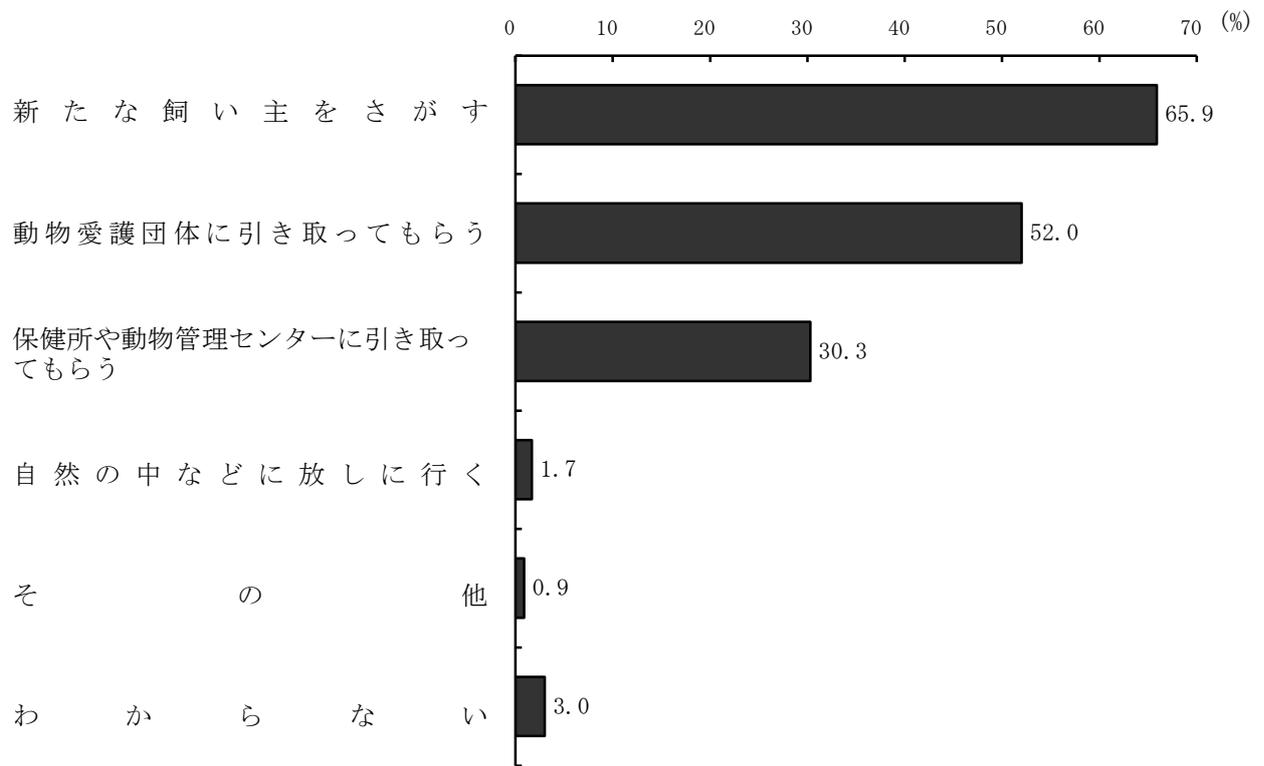
(3) 飼えなくなった犬・猫の処置

(複数回答, 上位3項目)

平成22年9月

- ・新たな飼い主をさがす 65.9%
- ・動物愛護団体に引き取ってもらう 52.0%
- ・保健所や動物管理センターに引き取ってもらう 30.3%

(複数回答)



■総数 (N=1,939, M. T. =153.7%)

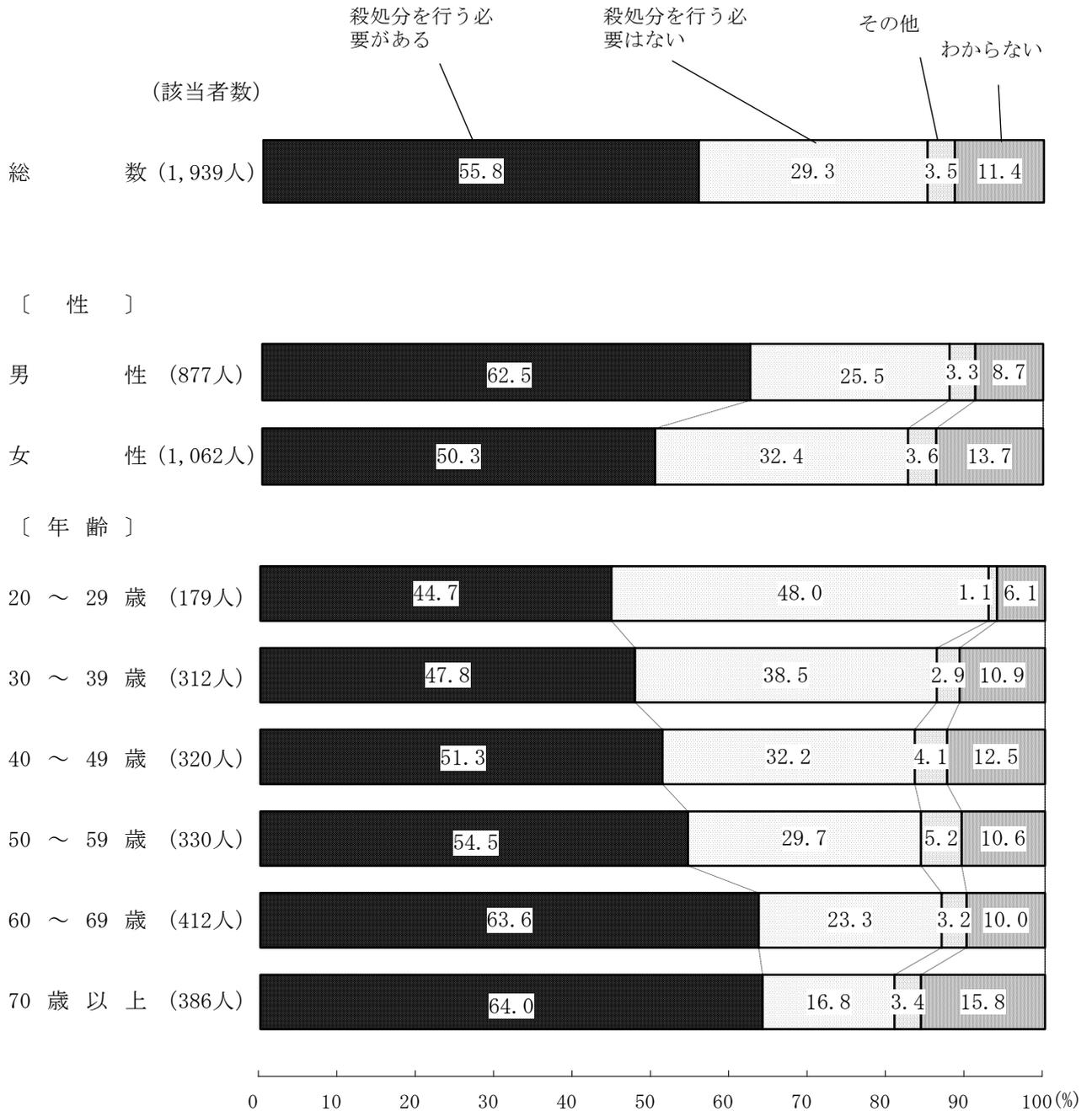
(4) 犬・猫の殺処分

平成 22 年 9 月

- ・殺処分を行う必要がある
- ・殺処分を行う必要はない

55.8%

29.3%

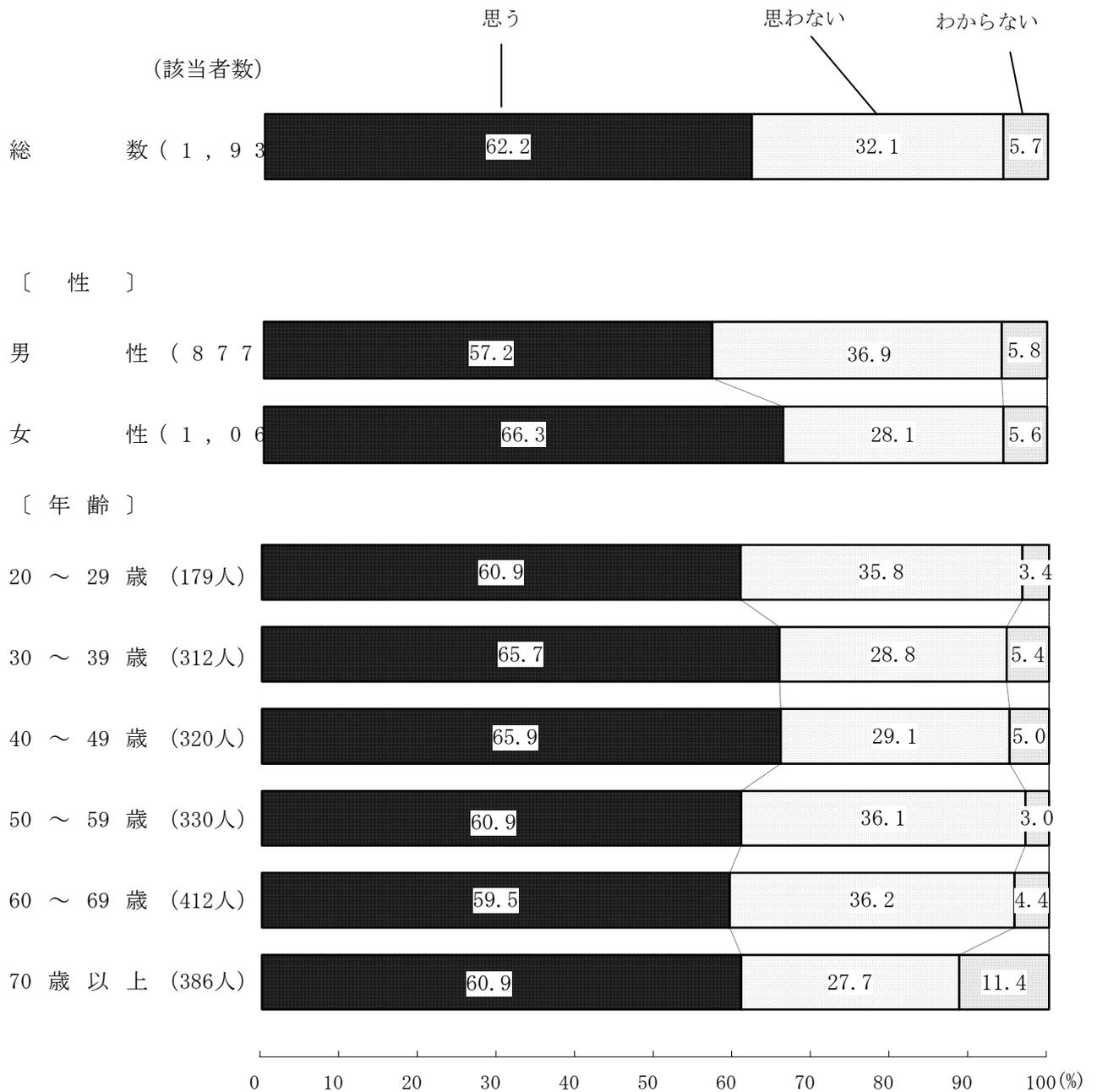


(5) 犬・猫の死体の処分方法

平成 22 年 9 月

- ・ 思う 62.2%
- ・ 思わない 32.1%

〔 一般的に飼っている犬や猫が死んでしまった場合、
死体の処理をペット葬祭業者に依頼しようと思うかと聞いている。 〕

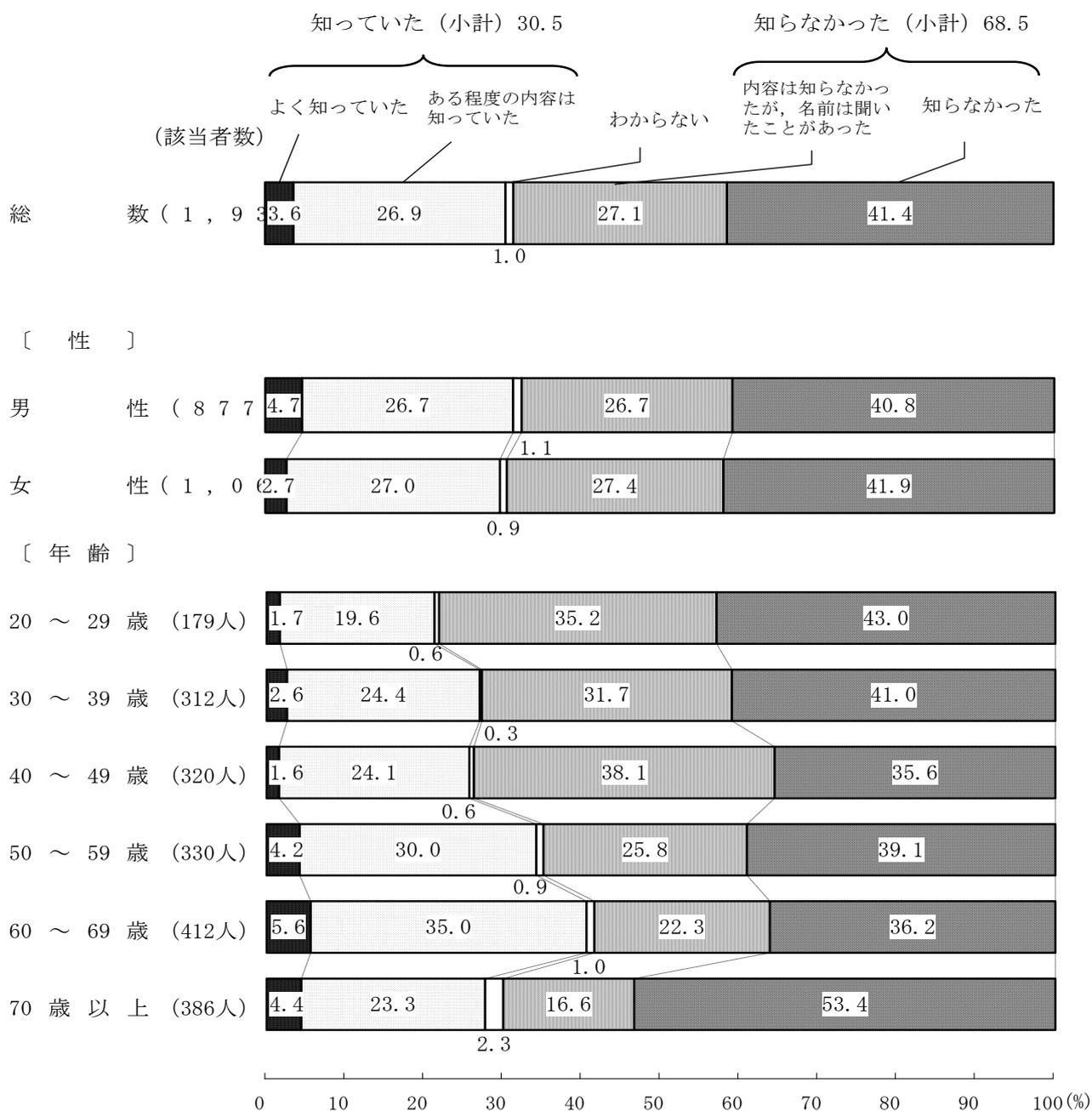


3 動物愛護管理政策の推進について

(1) 動物の愛護及び管理に関する法律の認知度

平成 22 年 9 月

- ・知っていた (小計) 30.5%
 - ・よく知っていた 3.6%
 - ・ある程度の内容は知っていた 26.9%
- ・知らなかった (小計) 68.5%
 - ・内容は知らなかったが、名前は聞いたことがあった 27.1%
 - ・知らなかった 41.4%



(動物の愛護及び管理に関する法律を「よく知っていた」、「ある程度の内容は知っていた」と答えた者(591人)に)

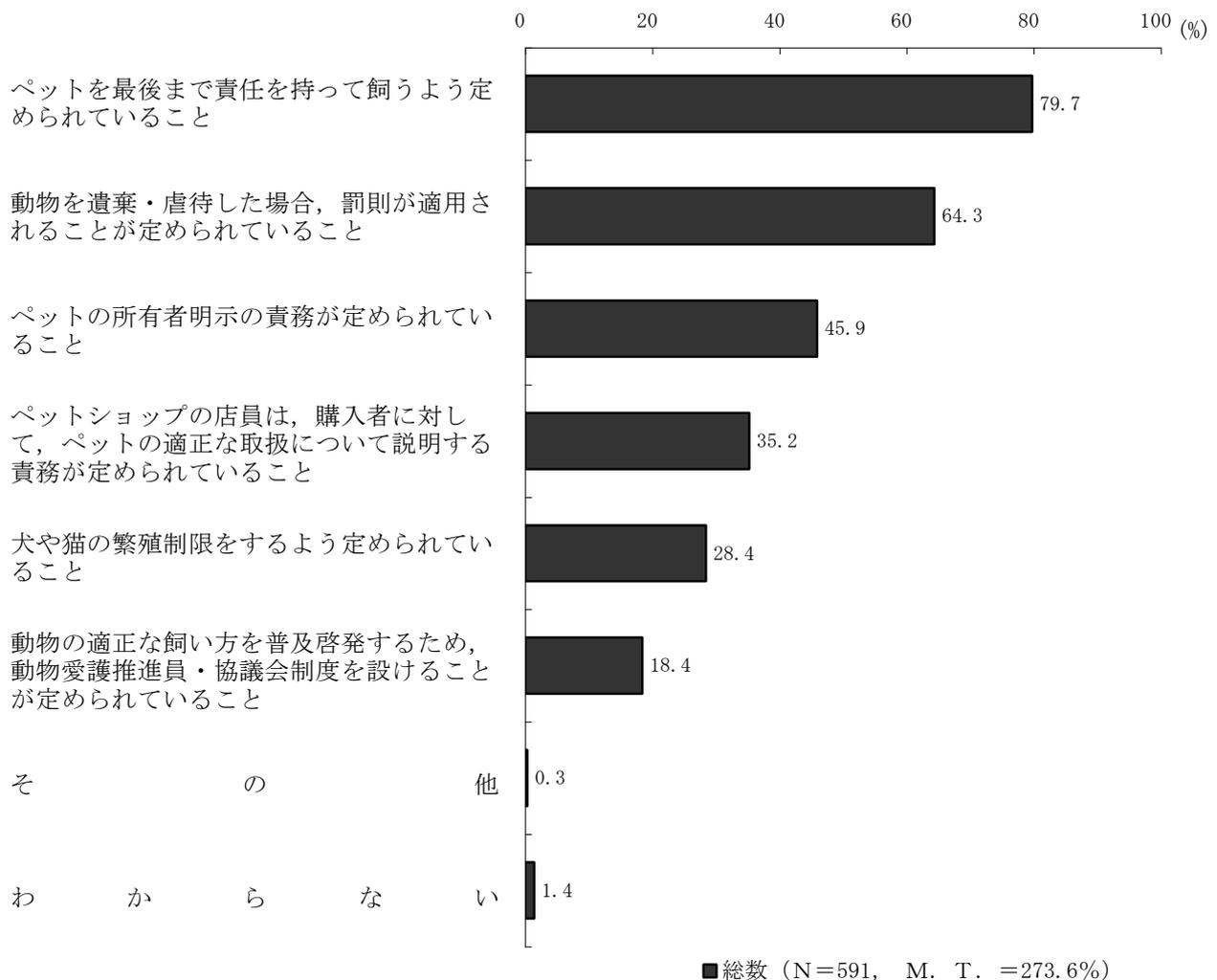
ア 動物の愛護及び管理に関する法律の内容の認知度

(複数回答, 上位4項目)

平成22年9月

- ・ ペットを最後まで責任を持って飼うよう定められていること 79.7%
- ・ 動物を遺棄・虐待した場合、罰則が適用されることが定められていること 64.3%
- ・ ペットの所有者明示の責務が定められていること 45.9%
- ・ ペットショップの店員は、購入者に対して、ペットの適正な取扱いについて説明する責務が定められていること 35.2%

(動物の愛護及び管理に関する法律を「よく知っていた」、「ある程度の内容は知っていた」と答えた者に、複数回答)

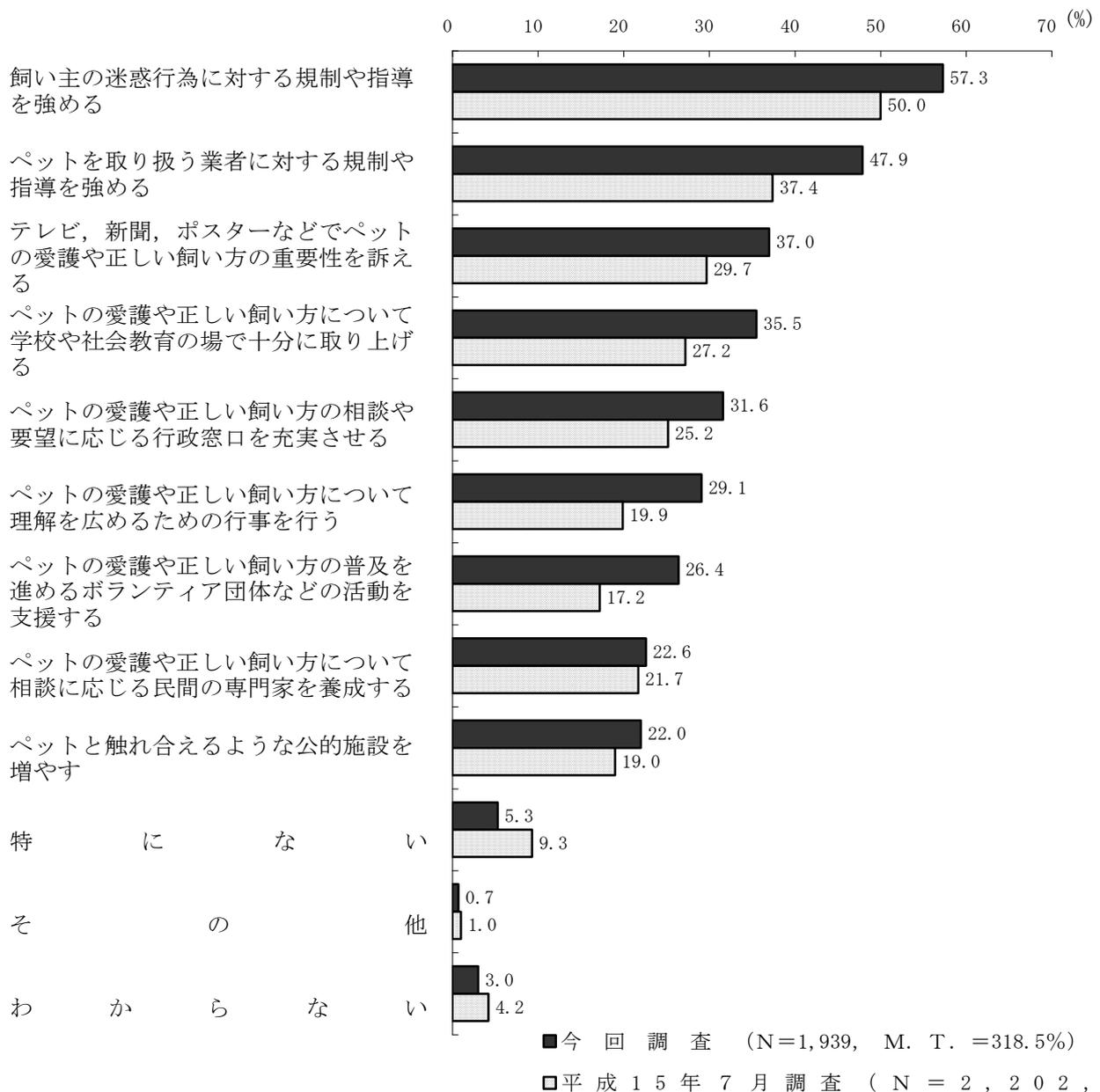


(2) 動物愛護管理政策に対する要望

(複数回答, 上位4項目)

| | 平成15年7月 | 平成22年9月 |
|--|---------|-----------|
| ・飼い主の迷惑行為に対する規制や指導を強める | 50.0% | 57.3% (増) |
| ・ペットを取り扱う業者に対する規制や指導を強める | 37.4% | 47.9% (増) |
| ・テレビ, 新聞, ポスターなどでペットの愛護や正しい飼い方の重要性を訴える | 29.7% | 37.0% (増) |
| ・ペットの愛護や正しい飼い方について学校や社会教育の場で十分に取り上げる | 27.2% | 35.5% (増) |

(複数回答)



動物愛護に関する世論調査

平成22年9月

(N=1,939)

1. ペットの飼育状況について

(調査員注：資料1を提示して、対象者によく読んでもらってから質問する。)

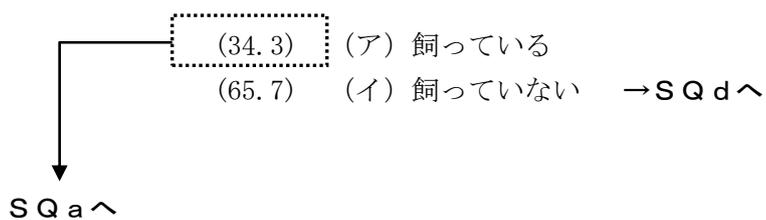
【資料1】

ここでいうペットとは、日常生活で愛玩^{あいがん}の目的で飼育されている動物を指します。

Q1【回答票1】あなたは、ペットを飼うのが好きなほうですか、嫌いなほうですか。この中から1つだけお答えください。

- (23.4) (ア) 大好き
- (49.1) (イ) 好きなほう
- (21.8) (ウ) 嫌いなほう
- (3.3) (エ) 大嫌い
- (2.4) わからない

Q2【回答票2】お宅では、犬や猫など、ペットを飼っていますか。

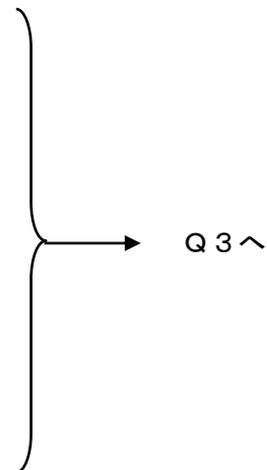


【Q2で「(ア) 飼っている」と答えた者に】

S Q a 【回答票3】それはどんなペットですか。この中からいくつでもあげてください。(M. A.)

(N=666)

- (58.6) (ア) 犬 →S Q b 1へ
- (30.9) (イ) 猫 →S Q c 1へ
- (3.3) (ウ) うさぎ
- (2.7) (エ) ねずみ類 (ハムスターなど)
- (1.1) (オ) その他ほ乳類
- (5.7) (カ) 鳥 類
- (2.6) (キ) は虫類
- (1.8) (ク) 両生類 (カエル, イモリなど)
- (19.4) (ケ) 魚 類
- (3.6) (コ) 昆虫類
- (0.2) その他 ()
- (-) わからない



(M. T. = 129.7)

【S Q aで「(ア) 犬」と答えた者に】

S Q b 1 【回答票4】あなたは現在飼っている犬に、所有者の氏名、住所などがわかるように名札や首輪, マイクロチップなどを装着し, 飼い主が誰であるかわかるように明示していますか。この中から1つだけお答えください。

(N=390)

- (33.8) (ア) すべての犬に明示している
- (2.1) (イ) 一部の犬に明示している (一部の犬は明示していない)
- (64.1) (ウ) 明示していない →S Q b 3へ
- (-) わからない →S Q b 4へ

【S Q b 1で「(ア) すべての犬に明示している」, 「(イ) 一部の犬に明示している (一部の犬は明示していない)」と答えた者に】

S Q b 2 【回答票5】どのような方法で明示していますか。この中からいくつでもあげてください。(M. A.)

(N=140)

- (25.7) (ア) 名札
- (73.6) (イ) 首輪
- (12.1) (ウ) マイクロチップ
- (2.1) その他 ()

(M. T. = 113.6)

【SQ b 1で「(イ)一部の犬に明示している(一部の犬は明示していない)」、「(ウ)明示していない」と答えた者に】

SQ b 3【回答票6】明示していない理由は何ですか。この中からいくつでもあげてください。(M. A.)

(N=258)

- (12.0) (ア) 面倒だから
- (2.7) (イ) お金がかかるから
- (8.1) (ウ) 動物がいやがるから (かわいそうだから)
- (71.7) (エ) 明示する必要がないと考えるから
- (8.1) (オ) その他 ()
- (4.3) (カ) わからない

(M. T. = 107.0)

【SQ aで「(ア)犬」と答えた者に】

SQ b 4【回答票7】あなたの飼っている犬に去勢または不妊の手術をしていますか。この中から1つだけお答えください。

(N=390)

- (30.8) (ア) すべての犬に手術をしている →SQ c 1へ
- (5.1) (イ) 一部の犬に手術をしている (一部の犬は手術をしていない)
- (62.3) (ウ) 手術をしていない
- (1.8) (エ) わからない →SQ c 1へ

【SQ b 4で「(イ)一部の犬に手術をしている(一部の犬は手術をしていない)」、「(ウ)手術をしていない」と答えた者に】

SQ b 5【回答票8】去勢または不妊の手術をしていない理由は何ですか。この中からいくつでもあげてください。(M. A.)

(N=263)

- (4.2) (ア) 面倒だから
- (4.6) (イ) 手術費用が高いから
- (11.0) (ウ) まだ子犬だから
- (10.6) (エ) 子犬を産ませたいから
- (14.1) (オ) かわいそうだから
- (39.9) (カ) 自然のままがいいと思うから
- (39.2) (キ) 手術する必要がないと考えるから
- (2.3) (ク) その他 ()
- (1.1) (コ) わからない

(M. T. = 127.0)

【SQ aで「(イ) 猫」と答えた者に】

SQ c 1【回答票 9】あなたは現在飼っている猫に、所有者の氏名、住所などがわかるように名札や首輪、マイクロチップなどを装着し、飼い主が誰であるかわかるように明示していますか。この中から1つだけお答えください。

(N=206)

- | | | |
|--------|--------------------------------|----------|
| (17.5) | (ア) すべての猫に明示している | |
| (2.9) | (イ) 一部の猫に明示している (一部の猫は明示していない) | |
| (79.6) | (ウ) 明示していない | →SQ c 3へ |
| (-) | わからない | →SQ c 4へ |
- 

【SQ c 1で「(ア) すべての猫に明示している」「(イ) 一部の猫に明示している (一部の猫は明示していない)」と答えた者に】

SQ c 2【回答票 10】どのような方法で明示していますか。この中からいくつでもあげてください。(M. A.)

(N=42)

- | | | |
|--------|-------------|---|
| (33.3) | (ア) 名札 | |
| (78.6) | (イ) 首輪 | |
| (7.1) | (ウ) マイクロチップ | |
| (-) | その他 (|) |

(M. T. = 119.0)

【SQ c 1で「(イ) 一部の猫に明示している (一部の猫は明示していない)」、(ウ) 明示していない」と答えた者に】

SQ c 3【回答票 11】明示していない理由は何ですか。この中からいくつでもあげてください。(M. A.)

(N=170)

- | | | |
|--------|--------------------------|---|
| (8.2) | (ア) 面倒だから | |
| (2.9) | (イ) お金がかかるから | |
| (17.6) | (ウ) 動物がいやがるから (かわいそうだから) | |
| (72.4) | (エ) 明示する必要がないと考えるから | |
| (3.5) | その他 (|) |
| (2.4) | わからない | |

(M. T. = 107.1)

【SQ aで「(イ) 猫」と答えた者に】

SQ c 4 [回答票 12] あなたの飼っている猫に去勢または不妊の手術をしていますか。この中から1つだけお答えください。

(N=206)

| | | |
|--------|----------------------------------|------|
| (72.3) | (ア) すべての猫に手術をしている | →Q3へ |
| (3.9) | (イ) 一部の猫に手術をしている (一部の猫は手術をしていない) | |
| (22.3) | (ウ) 手術をしていない | |
| (1.5) | わからない | →Q3へ |



【SQ c 4で「(イ) 一部の猫に手術をしている (一部の猫は手術をしていない)」、 「(ウ) 手術をしていない」と答えた者に】

SQ c 5 [回答票 13] 去勢または不妊の手術をしていない理由は何ですか。この中からいくつでもあげてください。(M. A.)

(N=54)

- (5.6) (ア) 面倒だから
- (18.5) (イ) 手術費用が高いから
- (25.9) (ウ) まだ子猫だから
- (1.9) (エ) 子猫を産ませたいから
- (9.3) (オ) かわいそうだから
- (29.6) (カ) 自然のままがいいと思うから
- (37.0) (キ) 手術する必要がないと考えるから
- (5.6) その他 ()
- (-) わからない

(M. T. = 133.3)

【Q2で「(イ) 飼っていない」と答えた者に】

S Q d 【回答票 14】 ペットを飼わないのはどのような理由からですか。この中からいくつでもあげてください。(M. A.)

(N=1, 273)

- (25. 2) (ア) 集合住宅 (アパート・マンションなど一戸建てでないもの) であり、
禁止されているから
- (6. 8) (イ) 家や庭が狭いから
- (6. 5) (ウ) 家族が反対するから
- (46. 2) (エ) 十分に世話ができないから
- (10. 4) (オ) お金がかかるから
- (13. 6) (カ) 家や庭が汚れるから
- (10. 2) (キ) 動物が嫌いだから
- (37. 0) (ク) 死ぬと別れが辛いから
- (6. 8) (ケ) ペットから人に感染する病気があるから
- (18. 5) (コ) 鳴き声, 悪臭などで近所に迷惑がかかるおそれがあるから
- (2. 3) その他 ()
- (2. 7) 特にない
- (1. 7) わからない

(M. T. = 187. 9)

2. ペットの飼育に関する意識について

【全員に】

Q 3 【回答票 15】 あなたは, ペットとして動物を飼うことについて, よいと思うことはどのようなことですか。この中からいくつでもあげてください。(M. A.)

- (61. 4) (ア) 生活に潤^{うるお}いや安らぎが生まれる
- (18. 0) (イ) 友達になれる
- (24. 7) (ウ) お年寄りの慰^{なぐさ}めになる
- (47. 2) (エ) 子どもたちが心豊かに育つ
- (25. 7) (オ) 防犯や留守番に役立つ
- (55. 3) (カ) 家庭がなごやかになる
- (31. 6) (キ) 育てることが楽しい
- (1. 9) (ク) 繁殖^{はんしよく}させることが楽しい
- (23. 8) (ケ) ペットを通じて人付き合いが深まる
- (7. 3) (コ) 特にない
- (0. 9) その他 ()
- (0. 7) わからない

(M. T. = 298. 4)

Q 4 【回答票 16】あなたは、他人がペットを飼うことについて、どのようなことに迷惑を感じますか。
この中からいくつでもあげてください。(M. A.)

- (31.7) (ア) 鳴き声がうるさい
- (18.5) (イ) 悪臭がする
- (28.8) (ウ) 犬の放し飼い
- (55.9) (エ) 散歩している犬のふんの放置など飼い主のマナーが悪い
- (37.8) (オ) 猫がやって来てふん尿をしていく
- (19.1) (カ) 咬まれるなどの危害を加えられるおそれがある
- (12.3) (キ) 寄生虫や人畜共通感染症(ペットから人に移る病気)が移される心配がある
- (15.8) (ク) 特にない
- (1.0) その他 ()
- (0.7) わからない

(M. T. = 221.6)

(調査員注：資料2を提示して、対象者によく読んでもらってから質問する。)

【資料2】

ここでいう動物愛護団体とは、飼い主のいない犬や猫を引き取って飼育しながら、新たな飼い主を探して譲り渡す活動を行っている民間のボランティア団体を指します。

また、動物管理センターとは、ペットの適切な飼育についての展示や講習会の開催、飼い主のいない犬や猫の引き取りと新たな飼い主への譲り渡しや殺処分などを行っている地方自治体の施設を指します。

Q 5 【回答票 17】あなたは、一般的に飼っている犬や猫が、いろいろな事情で飼えなくなった場合、どうするのがよいと思いますか。この中からいくつでもあげてください。(M. A.)

- (65.9) (ア) 新たな飼い主をさがす
- (52.0) (イ) 動物愛護団体に引き取ってもらう
- (30.3) (ウ) 保健所や動物管理センターに引き取ってもらう
- (1.7) (エ) 自然の中などに放しに行く
- (0.9) その他
- (3.0) わからない

(M. T. = 153.7)

Q 6 【回答票 18】 全国の自治体において、年間に犬が約 11 万頭、猫が約 20 万頭引き取られています。引き取られた犬や猫の約 9 割は、新たな引取り手が出てこないなどの理由からなるべく苦痛を与えないように殺処分きつしよぶんされています。あなたは犬や猫の殺処分についてどう思いますか。この中から 1 つだけお答えください。

- (55. 8) (ア) 殺処分きつしよぶんを行う必要がある
- (29. 3) (イ) 殺処分きつしよぶんを行う必要はない
- (3. 5) その他 ()
- (11. 4) わからない

Q 7 【回答票 19】 あなたは、一般的に飼っている犬や猫が死んでしまった場合、死体の処理をペット葬祭業者に依頼しようと思いますか。

- (62. 2) (ア) 思う
- (32. 1) (イ) 思わない
- (5. 7) わからない

3. 動物愛護管理政策の推進について

(調査員注：資料 3 を提示して、対象者によく読んでもらってから質問する。)

【資料 3】 動物の愛護及び管理に関する法律の目的と基本原則

目的

動物の虐待の防止、動物の適正な取り扱いを定めて国民の間に動物を愛護する気風きふうを招来しょうらいし、生命尊重、友愛及び平和の情操かんようの涵養しに資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止する。

基本原則

すべての人が「動物は命あるもの」であることを認識し、みだりに動物を虐待することのないようにするのみでなく、人間と動物が共に生きていける社会を目指し、動物の習性をよく知ったうえで適正に取り扱うようにしなければならない。

Q 8 【回答票 20】 あなたは、「動物の愛護及び管理に関する法律」を知っていましたか。この中から 1 つだけお答え下さい。

- (3. 6) (ア) よく知っていた
- (26. 9) (イ) ある程度の内容は知っていた
- (27. 1) (ウ) 内容は知らなかったが、名前は聞いたことがあった
- (41. 4) (エ) 知らなかった
- (1. 0) わからない

} → Q 9 ~

【Q8で「(ア) よく知っていた」、「(イ) ある程度の内容は知っていた」と答えた者に】

S Q [回答票 21] あなたがこの法律の内容で知っていたことを、この中からいくつでもあげてください。
い。(M. A.)

(N=591)

- (79.7) (ア) ペットを最後まで責任を持って飼うよう定められていること
- (45.9) (イ) ペットの所有者明示の責務が定められていること
- (35.2) (ウ) ペットショップの店員は、購入者に対して、ペットの適正な取扱について説明する責務が定められていること
- (28.4) (エ) 犬や猫の繁殖制限をするよう定められていること
- (18.4) (オ) 動物の適正な飼い方を普及啓発するため、動物愛護推進員・協議会制度を設けることが定められていること
- (64.3) (カ) 動物を遺棄・虐待した場合、罰則が適用されることが定められていること
- (0.3) その他 ()
- (1.4) わからない

(M. T. = 273.6)

【全員に】

Q 9 [回答票 22] あなたは、ペットの愛護や適正な飼育の推進のために、国や地方公共団体が取り組むべきことは何だと思いますか。この中からいくつでもあげてください。(M. A.)

- (57.3) (ア) 飼い主の迷惑行為に対する規制や指導を強める
- (47.9) (イ) ペットを取り扱う業者に対する規制や指導を強める
- (22.0) (ウ) ペットと触れ合えるような公的施設を増やす
- (37.0) (エ) テレビ、新聞、ポスターなどでペットの愛護や正しい飼い方の重要性を訴える
- (29.1) (オ) ペットの愛護や正しい飼い方について理解を広めるための行事を行う
- (35.5) (カ) ペットの愛護や正しい飼い方について学校や社会教育の場で十分に引き上げる
- (26.4) (キ) ペットの愛護や正しい飼い方の普及を進めるボランティア団体などの活動を支援する
- (31.6) (ク) ペットの愛護や正しい飼い方の相談や要望に応じる行政窓口を充実させる
- (22.6) (ケ) ペットの愛護や正しい飼い方について相談に応じる民間の専門家を養成する
- (5.3) (コ) 特になし
- (0.7) その他 ()
- (3.0) わからない

(M. T. = 318.5)

最後に、ご回答を統計的に分析するために、あなたご自身のことについてお伺いします。

<フェース・シート>

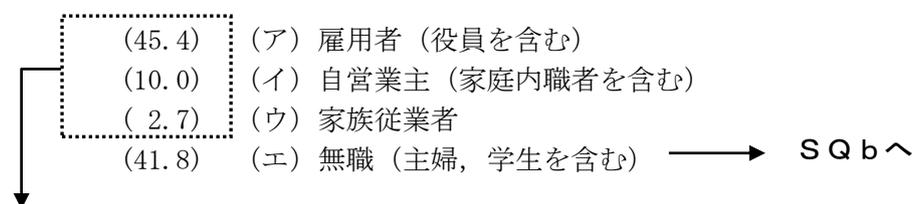
F 1 【性】

| | |
|--------|--------|
| (45.2) | (54.8) |
| 男性 | 女性 |

F 2 【年齢】 あなたの年齢は満でいくつですか。

| | | | | | |
|--------|---------|--------|---------|--------|---------|
| (4.8) | 20～24 歳 | (8.6) | 40～44 歳 | (11.8) | 60～64 歳 |
| (4.4) | 25～29 歳 | (7.9) | 45～49 歳 | (9.4) | 65～69 歳 |
| (6.7) | 30～34 歳 | (8.3) | 50～54 歳 | (19.9) | 70 歳以上 |
| (9.4) | 35～39 歳 | (8.8) | 55～59 歳 | | |

F 3 【回答票 30】 【従業上の地位】 あなたのお仕事についてお伺いします。あなたは、この中のどれにあたりますか。



【F 3で「(ア) 雇用者 (役員を含む)」、 「(イ) 自営業主 (家庭内職者を含む)」、 「(ウ) 家族従業者」と答えた者に】

S Q a 【職業】 あなたのお仕事の内容は何ですか。

(調査員注：具体的に記入して、下の該当する項目に○をする。)

(N=1, 128)

[

| | | | |
|--------|--------|--------|--------------|
| (8.2) | 管理職 | (28.7) | 販売・サービス・保安職 |
| (16.6) | 専門・技術職 | (5.9) | 農林漁業職 |
| (16.0) | 事務職 | (24.6) | 生産・輸送・建設・労務職 |

(職業を回答したら、 F 4 へ)

【F 3で「(エ) 無職 (主婦, 学生を含む)」と答えた者に】

(調査員注：女性だけに聞くこと。男性には質問せず「その他の無職」に○をする。)

S Q b 【主婦, その他の無職】 あなたは主婦ですか。

(N=811)

| | |
|--------|--------|
| (61.9) | (38.1) |
| 主婦 | その他の無職 |

F 4 【住居の形態】 (調査員判断)

| | |
|--------|--------|
| (72.4) | (27.6) |
| 一戸建て | 集合住宅 |